

## 住居等制限命令について

### (制度の概要)

- 1 裁判所<sup>1</sup>は、被告人<sup>2</sup>が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、刑訴法60条1項1号乃至3号にあたる場合において、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止、公判期日への出頭、特定の区域外への移動若しくは滞在の禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じて（以下「住居等制限命令」という。）勾留の執行を猶予することにより、勾留の目的を達することができると思えるときは、住居等制限命令を発して、勾留の執行を猶予しなければならないものとする。
- 2 (1) 住居等制限命令を受けた被告人は、裁判所から命じられた罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を遵守しなければならないものとする。  
(2) 公訴提起前の住居等制限命令の期間は30日とし、やむを得ない事由があると認めるときは、1回30日を超えない範囲内、通じて60日を超えない範囲内で延長することができるものとする。
- 3 (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、住居等制限命令を受けた被疑者が2(1)の事項に違反した場合<sup>3</sup>には、被疑者を刑事施設に引致することができるものとする。この場合において、検察官は、被疑者に弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、48時間以内に裁判官に勾留の執行猶予の取消を請求し、留置の必要がないと思料するときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。  
(2) 裁判所は、住居等制限命令を受けた被告人が2(1)の事項に違反した場合又は罪証を隠滅し若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合<sup>4</sup>は、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て勾留の執行猶予を取り消すことができるものとする。  
(3) 勾留の執行猶予を取り消す決定があったときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び勾留の執行猶予を取

<sup>1</sup> 検察官から勾留又は住居等制限命令の請求を受けた裁判官を含む。以下同じ。

<sup>2</sup> 被疑者を含む。以下同じ。

<sup>3</sup> 捜査機関が引致することができるのは、被疑者が住居等制限命令に違反した場合に限る。

<sup>4</sup> これらの罪証隠滅又は逃亡のおそれは、勾留の執行猶予中に新たに生じたか、あるいは以前よりも著しく程度が強くなった場合を意味する。

り消す決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならないものとする。

( 60条1項改正 )

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、これを勾留することができる。但し、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止、公判期日への出頭、特定の区域外への移動若しくは滞在の禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じて(以下「住居等制限命令」という。)、勾留の執行を猶予することにより、勾留の目的を達することができると認めるときは、住居等制限命令を発して、勾留の執行を猶予しなければならない。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

( 新設 )

住居等制限命令の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

( 87条改正 )

勾留若しくは住居等制限命令の理由又は勾留若しくは住居等制限命令の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留され若しくは住居等制限命令を受けている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留又は住居等制限命令を取り消さなければならない。

( 96条1項改正 )

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止若しくは執行猶予を取り消すことができる。

- 一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。
- 二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると

き。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

六 被告人が住居等制限命令に違反したとき。

( 98条改正 )

保釈若しくは勾留の執行停止若しくは執行猶予を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止若しくは執行猶予を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止若しくは執行猶予が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十一条の規定は、前二項の規定による収容についてこれを準用する。

( 204条改正 )

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者(前条の規定により送致された被疑者を除く。)を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置及び住居等の制限の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置又は住居等の制限の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留又は住居等制限命令を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留又は住居等制限命令の請求をすることを要しない。

( 205条改正 )

検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置及び住居等の制限の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置又は住居等の制限の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留又は住居等制限命令を請求しなけれ

ばならない。

( 206条改正)

検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留又は住居等制限命令を請求することができる。

( 207条改正)

勾留又は住居等制限命令の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

裁判官は、勾留又は住居等制限命令の請求を受けたときは、速やかに勾留状又は住居等制限命令を発しなければならない。ただし、勾留又は住居等制限命令の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状又は住居等制限命令を発することができないときは、勾留状又は住居等制限命令を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の理由がないと認める場合において、住居等制限命令の理由があると認めるときは、速やかに住居等制限命令を発しなければならない。

(新設)

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、住居等制限命令を受けた被疑者が住居等制限命令に違反したときは、被疑者を刑事施設に引致することができる。

検察官は、前項の規定により被疑者を刑事施設に引致したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に勾留の執行猶予の取消を請求しなければならない。

( 208条1項改正)

前条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日(勾留の執行猶予が取り消された場合は勾留の執行猶予の取消を請求した日)から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

(新設)

前条の規定により被疑者に住居等制限命令を発した事件につき、勾留又は住居等

制限命令の請求をした日から三十日以内に公訴を提起しないときは、住居等制限命令は、その効力を失う。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を三十日を超えない範囲内で延長することができる。この期間の延長は、通じて六十日を超えることができない。

(考えられる罰則)

- 4 (1) 住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、正当な理由がないのに、その命令に違反して、住居を変更し、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族に接触し、禁止された場所に立ち入り、公判期日に出頭せず、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、20万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、その命令に違反して、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は、逃亡の目的で、住居を変更し、公判期日に出頭せず、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとする。

(新設)

住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、正当な理由がないのに、その命令に違反して、住居を変更し、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族に接触し、禁止された場所に立ち入り、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、二十万円以下の罰金に処する。

住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、その命令に違反して、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は、逃亡の目的で、住居を変更し、公判期日に出頭せず、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

以上

2013年9月11日 青木和子

身体拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定について

(身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項について)

1 勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者の身体を拘束する必要性の程度並びにその身体を拘束することにより被告人又は被疑者が受けるおそれのある不利益の内容及び程度を考慮して相当と認める場合に限り、その身体を拘束を継続することができる。

(否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項について)

2 勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者が公訴事実又は被疑事実の全部若しくは一部を否認する供述をしたこと、供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことを被告人又は被疑者に不利益に考慮してはならない。